

平成30年度三木町農業委員会  
2月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会  
2月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 平成31年2月22日  
(会議時間) 13:30～14:30  
(開催場所) 三木町防災センター第1研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明(欠席)	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長

(別紙)

(1) 議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第6号 非農地証明願について
  - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
  - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告第2号 使用貸借返還通知について
- (2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について
- (3) 青年等就農計画認定申請について
- (4) 農業経営改善計画認定申請について

## 事務局

それでは、2月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等11件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、溝渕委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、香西委員と松田委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が8件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、青年等就農計画認定申請、農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、この中に5番委員に関するものがございます。農業委員会法第31条により、親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その審議に関与することはできないという規定がありますので、5番委員は、退室を願います。

## 5番委員

(退席)

## 会長

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字池上 21筆 7,523.25㎡  
地目：田9筆、畑12筆  
譲渡理由：子への贈与  
譲受理由：親より受贈  
権利：所有権移転贈与

番号1について、親子間での所有権移転贈与になります。下限面積要件等問題がありませんでした。

## 会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

## 18番委員

番号1については、子どもである譲受人もいい年齢になったので、譲り渡そうとするものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

12番委員

番号1について、一括贈与ということによろしいでしょうか。一括贈与であれば、税金の面で優遇されるのではないですか。

事務局

譲受人が認定農業者等であれば、納税猶予の適用が受けることができますが、今回の場合、譲受人は認定農業者ではないため適用されません。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、5番委員の入室をお願いします。

5番委員

(入室)

会長

それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

番号1 申請地：田中字中免 1筆 1,790㎡

地 目：田1筆

区 分：競売

買受理由：経営拡大

開札期日：平成31年3月20日

番号2 申請地：田中字中免 1筆 1,790㎡

地目：田1筆

区分：競売

買受理由：経営拡大

開札期日：平成31年3月20日

番号1については、現在所有の農地は地元法人に貸出をしておりますが、このたび、経営規模拡大のため、競売になっている農地を取得しようとするもので、買受適格証明の申請がされたものです。落札した際には、下限面積要件を満たすよう準備を進めているとのことです。

番号2については、番号1と同じ競売になっている農地ですが、経営規模拡大のため買受適格証明の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

番号1についてですが、下限面積要件を満たしていないようですが、問題はないのですか。

事務局

必ず落札できるというわけではありませんので、落札できて3条申請を提出する際に、下限面積を満たすよう準備をしているとのことです。

12番委員

次の段階で下限面積を満たすようにするというわけですね。

18番委員

番号2について、町外の方が申請をされていますが、こちらに通ってきて耕作するのですか。

事務局

はい、この方は、町内で農地を所有しており、耕作もされております。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第4号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字東中川 2筆 296㎡  
地目：畑2筆  
現況：畑1筆、宅地1筆  
目的：住宅2階建 1棟 113.25㎡  
車庫 1棟 27.15㎡

番号2 申請地：井戸字高木 1筆 51㎡  
地目：田1筆  
現況：道路1筆  
目的：道路拡幅  
造成時期：平成4年頃から

番号1について説明します。

番号1は、土地改良区等の同意、その他法令の許認見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字南中川 2筆 244㎡  
地目：田2筆  
現況：田2筆  
目的：資材置場  
権利の種類：使用貸借権設定

番号2 申請地：井戸字高木 1筆 368㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：住宅2階建 1棟 70.38㎡  
車庫 1棟 26.56㎡  
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いいたします。

事務局

当番委員が欠席のため事務局より報告を行います。2月分の農地法関連の申請について去る、平成31年2月15日(金)の午前9時から4条申請2件、5条申請4件につきまして、協会長、高尾職務代理人、溝渕委員(当番委員)、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号2です。これらにつきましては、すでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

3番委員

4条申請番号1ですが、新川の河川改修で立ち退きになるため家を建てかえるものです。

5条申請番号1ですが、団地の中にあり、耕作はされておられません。排水も水路を通し近くの河川に放流するものです。

1番委員

4条申請番号2ですが、既に道として使用されており、特に問題はありません。

5条申請番号2ですが、子どもの家を建てます。排水等特に問題はありません。



会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致です。続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：井上 1, 533㎡  
地 目：畑  
変更前：平成31年1月31日  
変更後：平成31年12月31日

番号2 申請地：上高岡 7, 896㎡  
地 目：田、雑種地  
変更前：平成31年1月31日  
変更後：平成33年1月31日

番号1について説明します。

番号1については、県道工事の一時転用で、工事着工の準備が伸び工事が遅くなったため、平成31年12月31日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、平成28年2月10日付けで許可が出た案件で、当初の計画では平成28年2月10日から平成31年1月31日まででした。1区画がまだ売れていない状況です。そのため、2年間の工期延長し、平成33年1月31日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明願について

番号1 申請地：鹿庭 509㎡  
地目：田  
目的：山林

番号2 申請地：鹿庭 581㎡  
地目：畑  
目的：山林

番号1について説明します。

番号1については、南側を山林に接しており、長年耕作をしていなかったところ、周囲の山林に取り込まれるように雑木等が生い茂り、現在は山林のようになってしまったため、また、農地への復元も見込めないため、非農地の申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、こちらの農地につきましては、長年耕作されておらず、周囲の山林に取り込

まれるように雑木等が生い茂り、既に山林化しており、また、農地への復元も見込めないため、非農地の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が12件、再設定が6件、所有権移転3件で合計21件になります。総設定面積は61,056㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農地利用配分計画について朗読)

今月は8件で、総設定面積30,418㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

権利の出し手の方の中に広島県の方がいますが、これまでに耕作はされていたのですか。

事務局

しておりません、相続した農地になります。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：田中字北高原 9, 703㎡

地目：田3筆

解約日：平成31年2月1日

解約理由：借り手の変更

番号1について、農地機構を通じて、現在借りている方の子どもへ、借り手の変更をするものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：氷上 1, 483 m<sup>2</sup>  
地 目：田2筆  
解 約 日：平成31年6月20日  
解 約 理 由：転用のため

番号2 申請地：井戸 1, 084 m<sup>2</sup>  
地 目：田1筆  
解 約 日：平成31年1月23日  
解 約 理 由：借り手の変更

番号1について、転用をするため解約するものです。

番号2について、新たな担い手と農地機構を通じて貸し借りをするため、解約をするものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、青年等就農計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

これまで、香川県が行っていた認定就農者制度については、平成26年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、三木町が認定することになり、これに合わせて平成26年10月8日に三木町認定新規就農者認定要領の制定を行っております、なお、今回につきましては、平成30年12月19日に新規1件の青年等就農計画認定申請がありましたので、同要領第5条第1項に基づく認定審査を今回の定例会におきまして、お願いするものです。また、計画の審査にあたっては、関係機関による面接等の実施により行うとなっております。例として、新規就農者が農業者で組織される団体等の関係者の前で就農計画や就農ビジョンを説明する機会を設けると示されていますので、この場をお借りしてご本人に説明してもらいたいと思います。また、同要領第5条第4項に基づく、香川県東讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合については、既にご意見をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

(資料読み上げ、新規就農者から説明)

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、青年等就農計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成30年11月26日、12月10日に認定申請5経営体の方と農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。また、1経営体、更新辞退の相談を受けております。これにより、本町全体の認定農業者数は85経営体となる見込みです。三木町農業経営改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農

業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしくお願ひします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成31年2月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_